

## お取引時の確認にご協力ください

当組合では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および金融庁より2018年2月に公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、本人確認書類のご提示、ご職業・お取引の目的・お客様に関する情報等の確認（「お取引時確認」といいます）をさせていただいております。

複雑化・高度化するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与への対策は、日本および国際社会が取り組むべき課題としてその重要性は高まっています。ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

## 1 「お取引時確認」が必要となる主なお取引

- (1) 新規取引（預金口座開設、貸金庫等）
- (2) 10万円を超える現金振込・持参人払式小切手による現金の受取
- (3) 200万円を超える現金・持参人払式小切手の入出金・両替
  - ・「お取引時確認」ができない場合、お取引をお断りすることがあります。
  - ・上記のお取引以外でも「お取引時確認」をさせていただきます。
  - ・既にお取引のあるお客様においても「お取引時確認」をさせていただきます。

## 2 「お取引時確認」のためにご提示いただく主な書類

## (1) 個人のお客様

顔写真があるもの (1種類で可)	○個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）、旅券（パスポート：2020年2月3日以前に申請・交付された日本国発行のものに限る）、在留カードまたは特別永住者証明書、各種福祉手帳（身体障害者手帳など）など ○上記のほか、官公庁発行書類等で氏名、住所、生年月日の記載があり、顔写真が貼付されているもの
顔写真がないもの (2種類が必要)	○各種健康保険・共済組合の資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、児童扶養手当証書、各種年金手帳など ※上記2種類または上記1種類に住民票の写し、戸籍の附票の写し、現住所の記載のある補完書類（領収日付が6か月以内の税金・公共料金の領収書）などをあわせてご提示ください。

## (2) 法人のお客様

法人	履歴事項全部証明書、印鑑証明書のほか、官公庁発行書類で法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの
来店された方	2(1)個人のお客さまの確認書類が必要です。